

「セクシュアル・ハラスメントとは何か」

甲南女子大学 牟田和恵

1. セクシュアル・ハラスメント問題との出会い

ただいま紹介していただきました甲南女子大学の牟田です。

私の専門は社会学で、自分の研究対象のひとつとして性差別やセクシュアリティの問題をとりあっています。しかし、セクシュアル・ハラスメントの問題との関わりは、もっと実践的です。

紹介の中で触れられましたように、セクシュアル・ハラスメントの言葉を広く知らしめる役割をも担った日本で初めてのセクシュアル・ハラスメント裁判が、1989年に福岡でおこされ、2年半後の94年4月に、画期的な勝訴判決が得られました。その裁判を始めるときに、原告の女性を支えていくとともに、これは社会的な問題であると広く訴えることをねらいとした支援の組織を福岡のフェミニストたちがつくりました。その時点では、「セクシュアル・ハラスメント」という言葉自体が流布していなかったので、「職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会」という名前で組織を創りました。

そのとき私は佐賀大学におりましたので、福岡のフェミニストたちと協力して支援組織を作って裁判に関わったわけです。国立大学の教官といいますのは、時間もあるし、何をしても首になるということはないので、代表になれといわれ引き受けました。福岡には国立私立あわせて多くの私大があるのに、なぜ佐賀に居た私が代表になったかといいますと、心情的にはその裁判、あるいは原告の女性を支援したいという気持ちがあっても、やはりまだセクシュアル・ハラスメントにたいして今よりもっともっと理解が足りなかったという時代状況があります。そういう問題を表立って支援すると、大学の中で、あるいは研究者として立場が悪くなるという懸念が、一般にはかなりあったわけです。私の場合、この京大の大学院を脱出して、佐賀大学にやっと就職してすぐだったので、佐賀や九州でやっていることが、学生・院生の時の指導教官のところまで聞こえることはないだろうという安心があって、気楽な立場で代表を引き受けて活動していたわけです。結果的に非常に全国的に話題になったのですが、今でも大学の中でこのような活動をするということに関して、様々なプレッシャーなり妨害なりがあらうことを考えますと、こういった活動をしていらっしゃる小野先生はじめや女性職員の方々に敬意を表したいと思っております。

前置きついでに申し上げますと、福岡の裁判では、職場での性的な嫌がらせは、その女性の人権、労働権を侵害する違法な行為であると認めた画期的な判決が得られました。この裁判をそれだけで終わらせてしまうのはもったいないと、裁判の経過、起訴状から判決、および鑑定書までいれて、

この裁判をどのようにとらえるべきかを解説した本を出しました。『職場の「常識」が変わる』という本です。これから裁判をする人には、訴状の書き方から実践的に役に立ちますし、そうでない方々にもぜひ読んでいただきたい本です。

2. セクシュアル・ハラスメントとは何か

前置きはこのくらいにして、セクシュアル・ハラスメントをどうとらえるかということについて、お話しさせていただきます。今申し上げましたように、日本で初めての裁判が起こされてから、まる5年が経ちました。このセクシュアル・ハラスメントという言葉は、もう完全に市民権を得たといってもいいかと思います。しかし残念なのは、それがセクシュアル・ハラスメントの問題自体を解決する方向には必ずしもつながっていないということです。もう一つ残念なのは、セクシュアル・ハラスメントとは一体何なのか、未だに不透明あるいは混乱していることです。そのために、問題の解決への道が遠くなっており、良心的にこの問題をとらえようとしている人々にとっても、何か訳の分からないものになってしまっている、ということがあると思います。ですから、この問題の解決のためには、セクシュアル・ハラスメントとは一体何なのか、どういうふうにとらえていった方がいいのか、もう少し認識が深まる必要があると思います。それによって、セクハラに関するわかりにくさ、例えばどこからどこまでがセクハラなのか、お尻をさわるのが悪くて肩ならいいのか、どこで線引きができるのかとか、双方の言い分が違うのにどうやったらセクハラの実態がわかるのか、何で大学の中でセクハラの問題をやらなければならないのか、等々の疑問をよく耳にしますが、そういういろいろなわからなさが、セクハラに対する認識の根本を整理することによって、見えてくるのではないかと思います。

私は、セクシュアル・ハラスメント問題の認識の根本というのは、次の点にあると考えます。

セクシュアル・ハラスメントというのは、体を触るとか、レイプするとか、それぞれの行為だけを指すわけではありません。もちろんそれらの行為はけしからんわけですが、そういったひとつひとつの行為そのものを括る言葉としてできたのではないということです。セクシュアル・ハラスメント被害においては、行為そのものがどの程度ひどいかということのみが基準になるのではなくて、その行為が行われる文脈が問題となります。つまり、大学あるいは職場という権力関係のなかで、性的な言動がどういった意味をもってくるのか、それが、セクシュアル・ハラスメントという概念ができた大きなポイントなのです。体に触られることやレイプは、女性にとって非常に不愉快で耐え難い現象ですが、その行為そのものだけなら、今更いわなくとも、我々の社会には非常に不十分ではありますが、様々な刑法、強姦罪とか強制わいせつ罪という基準があるわけです。

ところが、職場あるいは学校という、力関係がある場所で行われている性的な言動、加えられる

性的な行為というのは、ただ通勤電車のなかで体を触られたり、友人関係、知り合いからしつこく交際を迫られたりした場合とは大きな違いがあります。例えば通勤電車の中では痴漢を捕まえて駅員なり警察に突き出せばいいわけだし、しつこく交際を強要されても、単なる友人関係、単なる知り合いであれば、「私はあなたには興味はないんです。つきまとうのはやめてください」、といえるわけです。もちろんいろいろな問題はあるわけですが、拒否できる。しかし、職場や大学の権力関係のなかで性的な言動が行われたら、たとえそれが実際に体を触られたり、レイプされたりしたのではなく、言葉で行われるような場合であっても、そこから逃れられないような脅迫に繋がってしまいます。

すなわち、「セクシュアル・ハラスメント」とは、権力関係と性的行為とが重なったところに非常に大きな問題が起こってくるのだということ、ただ単に性的な行為のみを切りはなして一般の市民社会の文脈のなかにおいたのとは全く違う意味合いがでてくるということを、クローズ・アップさせる、あるいは、そのメカニズムをうきぼりにする非常に画期的な概念であろうかと思います。ですから、セクシュアル・ハラスメントというのは、職場という逃れようのない場において、その職場のなかでの職員と上司、大学教授と職員、教官と学生などのように、逃れようのない力関係のなかで起こってくることであり、権力の問題なんだと考えると、セクシュアル・ハラスメントのわからなさというのも理解できるようになると思います。

3. 大学に調査・調停機関が必要

例えば、どこからどこまでがよくて、どこからがセクハラであるかという基準が不明確であると、よくいわれるわけですが、今申し上げましたようにセクシュアル・ハラスメントとは単にひとつひとつの行為のひどさ、行為の重さ軽さだけをいっているわけではなくて、繰り返しますが、力関係のなかで、力関係と重なってあらわれてくるわけです。ひとつひとつの、ここからここまではどうだという単純な物差しが当てはまらないのは、ごくあたり前のことだと思います。逆にいえば、職場なり大学なりの力関係のなかで、誰にも明白に行われてる性的な脅かしがあるとすれば、これはほとんど無法地帯の世界であって、誰もが共通に糾弾できるようなセクシュアル・ハラスメントなどは、あり得ないはずです。そんなものが放置されていたらとんでもない話です。

権力を持っている側の人間と持っていない人間では、権力に対する認知が全然違います。えてして上の方の人間というのは、自分の持っている力に対しては、それが当たり前のことだから非常に感じにくい。権力というものは使えば使うほど使っている方は、全く意識しないでいいようになっている。

また、性的な被害に関する認知も、男性と女性、あるいは同じ女性のあいだでも、おかれた状況

によって、当然違うはずです。だからこそ、その職場や大学に、なにかしら性的な脅かし、嫌がらせと受けとられるようなことがあるとすれば、それが大きな問題にならない前に、性的な不快感、感じている脅威というものを相談できる、そしてそれを調停でき、解決できる、調査機関、調停機関が必要なのです。

それは必ずしも、女性、被害者のいい分を鵜呑みにするようなものではありません。鵜呑みにして、そして即、加害者といわれた人に対して配置転換するとかすぐ首にするとか、そういうことではなくて、互いに認知していることが違うわけですから、それを相談したり調停できる、公平な立場から調査し、後から、訴えたことによって制裁されることを心配しなくてもすむような、そういう調査機関、調停機関が何よりも必要と思います。それは、職場や大学当局から、権限を与えられていなければできないわけです。

調査や調停について、セクハラというものは、密室で行われることだから、何が真実かはわからないということがよくいわれます。しかし、被害者のいい分と加害者といわれる人のいい分が違うからといっては、問題はいつまでもたっても解決できません。無責任もいいところです。お互いの主張や、その行為が起こったとされている職場の環境、その両者の関係を、公平かつ公正な立場から調査ができるということが、職場、あるいは大学当局の責任というものではないでしょうか。

4. なぜ、大学が責任を負わなくてはならないか

もう一つ、なぜそのようなことを大学とか職場でしなければならないんだ、大学というのは学問、研究の場であって、そんなことは大学の本来の任務ではないとか、また、あるいは処分に行き着くかもしれないようなことを、大学がやっているといいのだろうかとかよくいわれます。しかし、先ほど申し上げたセクシュアル・ハラスメントの根底にあるものは何かということを考えれば、大学が権力関係を設定しているからこそ、そういったセクシュアル・ハラスメント問題が起こるわけですから、大学あるいは職場の当局が、解決や救済に責任を負うべきであると、ごく当然にいえることなのではないかと思います。

また、秘書や身分が不安定な臨時職員の雇用や昇進を行うこと、学生への単位を認定すること、これもまさに大学だから持っている権力の行使なわけですから。その当局者ですから、大学が、この関係のなかで発生する問題の解決の責任を負っているということが認識される必要があると思います。

責任回避論で、男女の間のプライバシーであったり、男女間の一対一の性的な問題であるから、大学あるいは職場には責任はないんだという論法もよくあるわけです。が、これはまったく逆の話です。私人、全くの私的な関係、一人の女性、一人の男性であれば、セクシュアル・ハラスメントになってはいないわけです。プライベートな人間、私人としての立場ではなく、大学なり職場なり

で公の組織の人間としての立場があるからこそ、逃れられない脅かしが発生してくるわけです。プライバシーだからと大学当局が全く関知しないというのは、全くの思い違いであることを強調しておきたいと思います。

また、責任を持って問題に取り組むべきだというのは、もちろん学内で穏便に済ませるためであるとか、学内でもみ消しにするとということではありません。問題の性質によっては、強姦罪、強制わいせつ罪など、法律に触れるということになれば、もちろん、外の機関にも問題がおよんでいくわけですが、それでも大学の雇用者としての責任がなくなるわけではありません。

5. なぜ、被害者は我慢するか

もう一つセクシュアル・ハラスメントがほんとにわからないといわれるのが、何で、被害者はそこまで我慢していたのか、ということです。今回のいわゆる矢野事件においても、人権救済を申し立てた被害者の女性、甲野乙子さんは、数年にわたる性的な脅かし、性行為の強要に耐えきた。ある人々は、それだけ我慢できるのであったらば、それはセクシュアル・ハラスメントではなかったのではないか、それは合意で、後から、気持ちが変わっていったんじゃないか、そういう風な解釈をされることが残念ながらあるようです。

なぜ被害者がそこまで我慢するのか。私は矢野事件に関することだけではなくて、福岡のセクシュアル・ハラスメントの裁判に関わって以来、いろいろな事件を見聞きし、セクシュアル・ハラスメントを受けたという方から、直接相談を受けることもあり、そのなかで、長い長い年月にわたってずっと我慢してきたというケースを、実際によくうかがいます。突き放してみれば、何でそんなに我慢できるのか、全く理解できないと受けとめることもできるのですが、こうやって幾つもの事例を見ておきますと、ある意味でいえば、セクシュアル・ハラスメントは例えばえん罪事件にも似ているという気が私、最近しております。

つまり、えん罪事件というのは、全く無実の罪であるにも関わらず、殺人などの汚名を着せられ、自分で自白してしまうわけですね。逮捕されて、まったく外側の環境とは切り放された、物理的にいえば、取り調べ室という閉じこめられた環境のなかで、自分がやってもいないのにやってしまったといってしまう、そしてえん罪の深みにはまっていい、何十年にもわたって自由を奪われるというようなことがあるわけです。セクシュアル・ハラスメントの被害者というの、圧倒的に弱い力関係の中で、自分が性行為を強要されたり、あるいは様々な嫌がらせを強要されても、比喩的にいえば密室的な関係のなかで、弱者として強者としての関係が固定してしまうのです。圧倒的弱者として囲い込まれてしまう。自分が苦しんでいること、我慢していること、それ自体に押しつぶされて、ますます、その被害を外に訴えるような勇気がでない。ちょっと不謹慎な言い方ではあるの

ですが、苦しみが麻痺させられてしまう構造、というのもある意味では学問的にも興味深い現象であるという気もしています。

6. 女性是我慢することに慣らされている

さらに、もう一つは、女性が我慢することに、いかになされているかを痛感します。これは必ずしも、深刻なセクシュアル・ハラスメントに数年にもわたって耐えている人だけではなくて、ごく普通の、例えば女子学生と話してもそうなんです。私は、大学で教えておりますので、授業で関連することを話したときには、セクシュアル・ハラスメントに関するレポートを書かせることがあります。セクシュアル・ハラスメントを受けたことがあるか、もし受けたことがあれば、そのときどういう状況で、どういうふうに感じて、どう対処したか。ということ、レポートに書かせたりします。まず驚くのは数が多いということです。そのときの学年やクラスによっても違いますが、3分の1ぐらいの学生が必ず体験があると言って書いてきます。

でも、もっと驚くのはその状況、対応です。例えばこういうふうに書いてきます。ファミリーレストランでアルバイトしていた。ビールの注文があって、ビールを持っていった。お客さんが、酔っぱらいのおじさんで、ちょっとお酌しろといわれた。ファミリーレストランなんですから、そんなことなくていいわけです。もちろん、相手はお客さんなんですから、「冗談じゃないわよ」などという言い方はしないにしろ、「ここはそういうところではないんです、ここではウェイトレスはお酌は致しませんのであしからず」といえばすむわけです。ところが彼女たちは、とっても嫌だったんだけど、お酌しろって言われるし、にっこり笑ってお酌しました。でもとっても不愉快だった、と、そういうふうを書くんですね。

あるいは、どこかに旅行に行って、長距離バスに乗って、隣に座った男の人が何かもぞもぞと変なことをしている。一体なんだろうと思ってたら、長距離バスですから、指定席の形でみんな座っている訳ですが、横に座っている男性がペニスを出して自分に見せつけるんだ、と。で、ものすごく不愉快だったんだけど、自分が立って行って運転手さんにいつけたりすると、みんな指定席で座っているのに、自分が目立った動きすると、なんだか悪いんじゃないかと思って、ほんとに嫌だったけれど、2時間我慢しました、こう書いてあるわけですよ。

こういうふうにはっきりいえば非常に卑屈なんですね。我慢しなくたっていいことを、お酌はできないんです、あるいは、あなた何してるんですかと、その痴漢に直接いわなくたって、バスの運転手さんにいって、非常に不愉快な痴漢がいるから席を替えてください、あるいは注意してくださいとか、当然のこととしていえるはずなのに、自分が我慢してすませようとするんですね。非常に情けないな、と思いますが、でもよく考えてみると、私たちは、女子学生たちを非難できるか

どうかとも思います。

というのは、我々の文化自体が、別に女性に限らず、出る杭は打たれるとか、あるいは、自己主張せずに、和を大切にすることはいいことなんだと、ずっと訓練してくるわけです。それに加えて、女性は素直で優しく、何か気に入らないことがあっても我慢している方がいいんだ、ということを経験して教えられる、自分の尊厳をちゃんと守れるように、はっきりとノーといえないと、いっても難しいことなのかもしれないと思います。

実際また、それに加えて、性的な問題というのは、被害者の立場であれ口にするのがいけない、被害者であっても、あたかも被害者の方が落ち度があったように、責められる構造もあるわけです。

たとえば今、皆さんがお聞きになって、女子学生の話はほんとうのことですが、非常に驚かれたかもしれません。しかし、もし娘さんなどがいらっしゃれば考えていただきたいのですが、例えば娘さんが夜遅く帰ってきて、夜道で痴漢にあった、といったとき、皆さん方どういうふうに対応されるでしょうか。いろいろな方があると思いますが、今の日本の社会で、おそらくまず親がいうのは、だから夜遅く帰ってきたらだめなんだよ。あるいは、あなたが、（特に夏ならば）そんな服を着ているからでしょ、としかるに違いないですね。痴漢という性暴力の被害にあっても、その性暴力に怒るというのではなくて、夜遅く歩いているあんたが悪い、いうふうに責めてしまう。そういうことを私たちは、ずっとやってきてるわけですから、今更、性的被害、セクシュアル・ハラスメントに対して、はっきりとノーといえない女性に、いったい何してるの、もっとはっきりノーといわないからいけないのよ、とは今の段階ではいえない、と私は思わざるを得ないわけです。

7. 自分の尊厳を守ることを教える—大学教育の役割—

特に、この大学という場所、教育の場である大学の重要な課題は、これから、セクシュアル・ハラスメントの問題を含めて、自分の尊厳を守ること、本当の意味で自立することを教えることだと思います。そして、ノーといえるためには、ノーといったことによって、否定的なサンクションを受けない環境づくりが必要です。セクハラに対してなにも我慢しないでいい人間をつくっていくということを、近い将来の目標にした上で、現状では、我慢をずっとさせられてきた、なかなかノーということができなかった、あるいはできないでいる、そういう女性たちへの深い配慮というものが、必要だというふうに私は考えております。

8. 性差別・性役割の押しつけとセクシュアル・ハラスメント

最後に、もう一点だけ、セクハラという言葉のわかりにくさに戻りたいのですが、このセクハラという言葉が、何でこう訳のわからないものになっているのか。 そのもう一つの理由は、いろんな性差別、あるいは性役割のおしつけ、もちろん賃金差別や、雇用差別に始まって、例えば女性だからお茶くみをしろという性役割の押しつけなど、必ずしもセクシュアル＝性的な脅かしの意味合いの入らないものも含めて、いろいろな性差別、性役割の押しつけをセクハラといってる。そこもやはりわかりにくいところのひとつなんだろうと思います。

今なお残念ながら、何が性差別かということ自体がはっきりしていない。例えば、いま例にだしました、お茶くみにしろ、ある人々にとっては、女性だからといってお茶くみをさせられるのは、不当な性役割の押しつけであって、性差別もはなはだしいと思う。けれど、ある人にとっては、今でもやはり、あの女の子の入れてくれるお茶はおいしいね、というのは、性差別どころか、むしろほめ言葉であると考えている。それは性役割の押しつけでは全くないし、その女性らしさをごく当然のこととしてほめている、あるいはそれを生かしていることなんだと思っている。私としては残念ですが、少なからずこういう方がおられる訳ですね。残念ながら今私たちの社会では、何が性差別なのか、あるいは性役割を強要することが男女平等に反するかどうかというコンセンサスがないわけです。そのただでさえ、不明確な状況のなかに、セクシュアル・ハラスメントあるいはセクハラという新しい言葉が、これもまた共通の理解のないまま、一種の流行語として急に広がり、色々な意味合いで使われるようになりました。一方では、これまで職場でいろいろな不当・不快な取り扱いに我慢していた女性たちが「それは性差別です」とは言えなかったのが、（「セクシュアル・ハラスメント」という言葉ができたことによって）「それってセクハラよ」って、ある意味では軽くいえるようになりました。この意味でセクハラという言葉のインパクトはとても大きかったと思います。そういう意味で、セクハラという言葉をいろんな文脈で使えば、メリットなのかもしれないけれども、しかし他方、今いったように残念ながら私たちの社会の現状では、必ずしも性差別、性役割ということに対してコンセンサスがあるわけではないから、逆に言葉を混乱させてしまうようなそういうデメリットもあるのではないかと思います。さらには、「セクハラ」という言葉が現在では一種「軽い」言葉として使われているため、性差別の深刻さ、問題の本質をおおいかくしてしまうことにもなりかねないとも懸念せざるを得ません。

言葉が将来どのように定着していくかは、もちろん一人一人に決められることではないのですが、とりあえずは今の所は、初めに申し上げましたように、セクシュアル・ハラスメントという概念は、性的な行為、それが権力関係と重なることによって起こる脅かしであり被害であるということ、それ故それは大学あるいは職場の組織のなかで早急に取り組まれるべき問題である。このあたりに、戦略的に問題を限定していった方が生産的なのではないかと、私は考えております。これについては、後の議論のなかでご意見をいただけたらありがたいと思います。